

# ～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

笛吹市のみんな、こんにちは!!今回は「被選挙権」について説明するよ。



被選挙権は、皆さんの代表として国会議員や知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議会議員に就くことのできる権利です。

ただし、一定の要件があり、それには次の要件を備えていることが必要です。

選挙の種類	備えていなければならない条件
衆議院議員	日本国民で満25歳以上であること。
参議院議員	日本国民で満30歳以上であること。
都道府県知事	日本国民で満30歳以上であること。
都道府県議会議員	日本国民で満25歳以上であること。 その都道府県議会議員の選挙権を持っていること。
市区町村長	日本国民で満25歳以上であること。
市区町村議会議員	日本国民で満25歳以上であること。 その市区町村議会議員の選挙権を持っていること。

被選挙権の資格年齢は、選挙期日(投票日)に達していればよいから、立候補の時点ではまだその年齢でなくてもいいんだよ。



笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎055(262)4111